

# みずほリートマネジメントの フィデューシャリー・デューティーに関する取組み

みずほリートマネジメント

2024年6月28日

ともに挑む。ともに実る。



※他者の信託に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

- <みずほ>は、「お客さまの最善の利益」を追求し、お客さまの利益に真に適う商品・サービスを提供するため、資産運用関連業務においてグループ管理方針および機能ごとの対応方針を策定・公表し、お客さまの立場に立った施策を実践しています。

「<みずほ>のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」

<https://www.mizuho-fg.co.jp/company/policy/fiduciary/index.html>

- 当社は、<みずほ>の一員として、資産運用関連業務に関する**FD**の実践に向けた対応を強化する観点から、「<みずほ>のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を採択するとともに、当該取組方針の実践に向けた当社のアクションプランを策定・公表しております。
- 当社では、前年度までと同様に、**2023**年度の主な取組み状況および**2024**年度のアクションプランを公表いたします。



## **2023**年度の主な取組み状況

2023年度  
の主な  
取組み状況

- 運用の高度化
- ・ 高い付加価値を提供し続けるため、資産運用業務を支えるプロフェッショナルな専門人材を中心とした継続的な採用を実施しております。本年度においても、引き続き専門人材の採用による人材基盤の拡充を行いました。
  - ー お客さまへの高付加価値の提供・運用の高度化のため、みずほリアルティOneグループ※においては人材・運用基盤の強化に取り組んでおり、その一環として、業務運営に有用かつ高度な資格を持つプロフェッショナルな人材の採用や、従業員に対する教育・資格取得支援などを進めております。
- ※みずほリアルティOneグループとは、当社、みずほリアルティOne株式会社および同社の子会社であるみずほ不動産投資顧問株式会社の3社で形成される企業集団を指します。
- グループ人材における主な有資格者数  
(2024年3月末現在)
- | 資格名        | 人数  | 前年比較 |
|------------|-----|------|
| 宅地建物取引士    | 69名 | +6名  |
| 不動産証券化マスター | 38名 | +1名  |
| 一級建築士      | 14名 | +1名  |
- ※当社およびみずほ不動産投資顧問株式会社の運営においては、両社の親会社であるみずほリアルティOne株式会社の経営資源等の活用を前提としており、みずほリアルティOneグループで従事する役職員（出向受入を含む）103名のうちの有資格者数を表示しております。また1名が複数の資格を有する場合は、それぞれの有資格者の人数に算入しております。
- ・ 年度を通じた中期的な視点での外部成長および内部成長への取組みのほか、運用資産における環境認証の取得や環境等に配慮した改善工事を行うなど、不動産運用を通じたサステナビリティへの取組みを推進しております。
  - ・ 業務品質の更なる向上のため、業務マニュアル等の継続的な見直しなどにより、適正な業務運営の実践に努めております。

FD実践

お客さまの支持・評価

成果

2023年度  
の主な  
取り組み状況

## ■ 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取り組み

- ・ **One**リート投資法人および**One**プライベート投資法人において、予実管理の継続的な実施による運用状況の適切な把握やIR活動による投資家の皆さまの期待やニーズ等の把握と検討などにより、資産の追加取得や入替・財務体質の改善など、商品品質の維持・向上並びに投資主利益の向上のための施策を実施しております。

## ■ お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実

- ・ **One**リート投資法人および**One**プライベート投資法人において、開示資料や各投資法人ホームページにおける情報提供の継続的な見直しを実施するなど、継続的なIR活動における情報提供の充実化への取り組みを行っております。

## ■ ガバナンス強化

- ・ 投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において、当社と利害関係のない第三者である外部専門家（弁護士、不動産鑑定士）を外部委員として委員会を構成し、当該外部委員の意見も踏まえた審議等を行っております。コンプライアンス委員会の決議に際しては、出席した委員のうち外部委員の賛成を含む3分の2以上の賛成を必要とするなど、利益相反の管理体制を構築し継続的に運用しています。

2023年度  
の主な  
取組み状況

## ■ ガバナンス

- ・ 利益相反対策を含め、投資主の利益保護の観点から適切な条件での資産運用を行いました。また「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取組方針」に基づき策定されたアクションプランについて、取締役会およびコンプライアンス委員会においてその進捗状況を定期的に報告いたしました。

## ■ 業績評価

- ・ 資産の取得実績や賃貸稼働率実績等、投資主価値の最大化に資するかどうかという観点に留意しながら、当社職員の業績評価を適正な手続きにより行いました。

## ■ 報酬等の合理性

- ・ 投資法人規約に定めた、投資法人が当社に支払う報酬に関する基準及び支払の時期に基づき毎期の報酬額を算定し、資産運用報告や有価証券報告書等において開示いたしました。

## ■ 利益相反管理

- ・ 利害関係人等との間で行う取引については、法令に基づく利害関係人等の範囲より広く定義した自主ルールに基づき、その手続と制限を遵守しております。

## ■ 研修等の実施

- ・ 全ての役職員がフィデューシャリー・デューティーの意識を共有し、実践を行う企業文化を定着させるため、今年度においても継続的に研修を実施いたしました。



## **2024年度の主な取組み計画**

## 1. 運用の高度化

- 投資法人の中長期的な安定成長を実現するため、資産運用会社の独自の運用ノウハウと経営資源等を用いることに加え、スポンサーおよびみずほリアルティOneグループのノウハウ及び経営資源等を活用します。
- 投資法人の中長期的な安定成長を実現するため、競争力の高い資産を取得し資産規模の拡大（外部成長）を図るとともに、運用資産の競争力を最大限に引き出す運営・管理により資産価値の維持・向上（内部成長）を目指します。また、環境等に配慮した改善工事の継続的な実施に加え、社内体制の強化や会議体運営などのサステナビリティ推進に向けた期中運営を行ってまいります。

## 2. 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取り組み

- 継続的な投資を通じて、運用資産からの中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指します。

## 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実

- 投資主・投資家のみなさまへの透明性を確保し、投資家の投資判断に必要な情報を適時かつ適切に開示するものとします。また、情報の透明性及び解りやすさに配慮し、投資主のニーズに応えるべく自ら開示内容を検討し、適時かつ適切な情報開示に努めます。
- なお、当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っておらず、複数の金融商品・サービスをパッケージとして取り扱うこともありません。

## 4. ガバナンス強化

- 投資法人より委託を受けた資産運用業務は、取締役会、投資政策委員会およびコンプライアンス委員会等の組織体制と社内規程を適切に運用し、投資法人の投資主の利益を損なうことがないよう適切な意思決定手続により行います。



## 1. ガバナンス

- 利害関係者取引における利益相反対策を含め、投資主の利益保護の観点から適切な条件での資産運用を行います。
- 「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取組方針」に基づき策定されたアクションプランについて、その遵守状況を取締役会等に定期的に報告し、その取組状況を含めた分かりやすい開示を行います。

## 2. 業績評価

- 当社職員の業績評価は、投資家のみなさまへの付加価値の提供に資するかどうかという観点から適正な手続きにより行います。

## 3. 報酬等の合理性

- 投資法人が当社に支払う報酬に関する基準及び支払の時期は、投資法人規約に定め、これを公表するとともに、毎期の報酬額については資産運用報告や有価証券報告書等において開示するものとします。

## 4. 利益相反管理

- 利害関係人等との間で行う取引については、法令に基づく利害関係人等の範囲より広く定義した自主ルールを策定し、その手続と制限を遵守するものとします。

## 5. 研修等の実施

- 研修の実施を通じて、全ての役職員がフィデューシャリー・デューティーの意識を共有し、実践を行う企業文化を定着させてまいります。



「顧客本位の業務運営に関する原則」  
該当ページおよび項目のご案内

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

| 金融事業者の名称        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | みずほリートマネジメント株式会社                        |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■取組方針掲載ページのURL： |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | https://www.mizuho-reit.co.jp/post-804/ |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                             |
| ■取組状況掲載ページのURL： |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | https://www.mizuho-reit.co.jp/post-804/ |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                             |
| 原 則             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 実施・不実施                                  | 取組方針の該当箇所                                                                                                                                                   | 取組状況の該当箇所                                                                                                                                                   |
| 原則 2            | 【顧客の最善の利益の追求】<br><br>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を回るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。                                                                                                                                                                                        | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 1.運用の高度化、2.商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実、4.ガバナンス強化<br>【グループ管理方針】(p.8) 1.ガバナンス、4.利益相反管理、5.研修等の実施              | 【運用・商品開発機能】(p.3) ■運用の高度化、(p.4) ■商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実、■ガバナンス強化<br>【グループ管理方針】(p.5) ■ガバナンス、■利益相反管理、■研修等の実施               |
|                 | (注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。                                                                                                                                                                                                                  | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 2.商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                              | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                |
| 原則 3            | 【利益相反の適切な管理】<br><br>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。                                                                                                                                                                               | 実施                                      | 【グループ管理方針】(p.8) 1.ガバナンス、4.利益相反管理                                                                                                                            | 【グループ管理方針】(p.5) ■ガバナンス、■利益相反管理                                                                                                                              |
|                 | (注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。<br>・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合<br>・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合<br>・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合                                                       | 実施                                      | 【グループ管理方針】(p.8) 4.利益相反管理                                                                                                                                    | 【グループ管理方針】(p.5) ■利益相反管理                                                                                                                                     |
| 原則 4            | 【手数料等の明確化】<br><br>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。                                                                                                                                                                                                     | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>【グループ管理方針】(p.8) 3.報酬等の合理性                                                                                     | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>【グループ管理方針】(p.5) ■報酬等の合理性                                                                                       |
| 原則 5            | 【重要な情報の分かりやすい提供】<br><br>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。                                                                                                                                                                                        | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                  | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                   |
|                 | (注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。<br>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件<br>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性<br>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)<br>・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                  | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                   |
|                 | (注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。                                                                                                                                       | 非該当                                     | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っておりません。従いまして、本項目については「非該当」とし、「取組状況」に関する該当箇所はないため「取組方針」と同じ記載としています。 | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っておりません。従いまして、本項目については「非該当」とし、「取組状況」に関する該当箇所はないため「取組方針」と同じ記載としています。 |
|                 | (注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確・平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                        | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                  | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                   |
|                 | (注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。                                                                           | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                  | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                   |
|                 | (注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。                                                                                                                                                                                                                              | 実施                                      | 【運用・商品開発機能】(p.7) 3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                  | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                   |

|         |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                           |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則<br>6 | 【顧客にふさわしいサービスの提供】<br><br>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 実施  | 【運用・商品開発機能】(p.7)1.運用の高度化、2.商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                         | 【運用・商品開発機能】(p.3) ■運用の高度化、(p.4) ■商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                |
|         | (注1)                                                                                                                                         | 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。<br>・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと<br>・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと<br>・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと | 実施  | 【運用・商品開発機能】(p.7)3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                      | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                                                 |
|         | (注2)                                                                                                                                         | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。                                                                                                                                                                                                                            | 非該当 | 【運用・商品開発機能】(p.7)3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っており、複数の金融商品・サービスをパッケージとして取り扱うこともありません。 | 【運用・商品開発機能】(p.7)3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っており、複数の金融商品・サービスをパッケージとして取り扱うこともありません。従いまして、本項目については「非該当」とし、「取組状況」に関する該当箇所はないため「取組方針」と同じ記載としています。 |
|         | (注3)                                                                                                                                         | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。                                                                                                                                                                                          | 実施  | 【運用・商品開発機能】(p.7)3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                      | 【運用・商品開発機能】(p.4) ■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実                                                                                                                                                 |
|         | (注4)                                                                                                                                         | 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。                                                                                                                                                                              | 非該当 | 【運用・商品開発機能】(p.7)3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っており、複数の金融商品・サービスをパッケージとして取り扱うこともありません。 | 【運用・商品開発機能】(p.7)3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>当社は投資主または投資家のみなさまに直接金融商品・サービスを販売・推奨等することは行っており、複数の金融商品・サービスをパッケージとして取り扱うこともありません。従いまして、本項目については「非該当」とし、「取組状況」に関する該当箇所はないため「取組方針」と同じ記載としています。 |
|         | (注5)                                                                                                                                         | 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。                                                                                                                                                                                                    | 実施  | 【運用・商品開発機能】(p.7)1.運用の高度化、2.商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、3.お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>【グループ管理方針】(p.8)5.研修等の実施              | 【運用・商品開発機能】(p.3) ■運用の高度化、(p.4) ■商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み、■お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<br>【グループ管理方針】(p.5) ■研修等の実施                                                                     |
| 原則<br>7 | 【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】<br><br>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 実施  | 【グループ管理方針】(p.8)1.ガバナンス、2.業績評価                                                                                                  | 【グループ管理方針】(p.5) ■ガバナンス、■業績評価                                                                                                                                                              |
|         | (注)                                                                                                                                          | 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに譲じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。                                                                                                                                                                                       | 実施  | 【グループ管理方針】(p.8)5.研修等の実施                                                                                                        | 【グループ管理方針】(p.5) ■研修等の実施                                                                                                                                                                   |

|       |              |
|-------|--------------|
| 【照会先】 |              |
| 部署    | 経営管理部        |
| 連絡先   | 03-5220-3803 |

※6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付されている(注)を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し、ページなど)を記載してください。  
金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォーマットとに不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。



(ご参考) <みずほ>の  
フィデューシャリー・デューティー

# 1. 企業理念

## 企業理念

- 『〈みずほ〉の企業理念』において、「ともに挑む。ともに実る。」をパーパスとして定めるとともに、パーパスの実現に向けたバリューの中で、「お客さまの立場で考え、誠心誠意行動する」と定めています。
- すべての役員と社員がその価値観・行動軸を共有し、フィデューシャリー・デューティー\*<sup>1</sup>（お客さま本位の業務運営）を全うすべく、お客さまの多様なニーズへの的確な対応や、最高水準のソリューションを提供する取り組みを行っています。



## 企業理念

<https://www.mizuho-fg.co.jp/company/policy/ci/index.html>

\*<sup>1</sup> 他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

## 2. 取組方針

### 取組方針

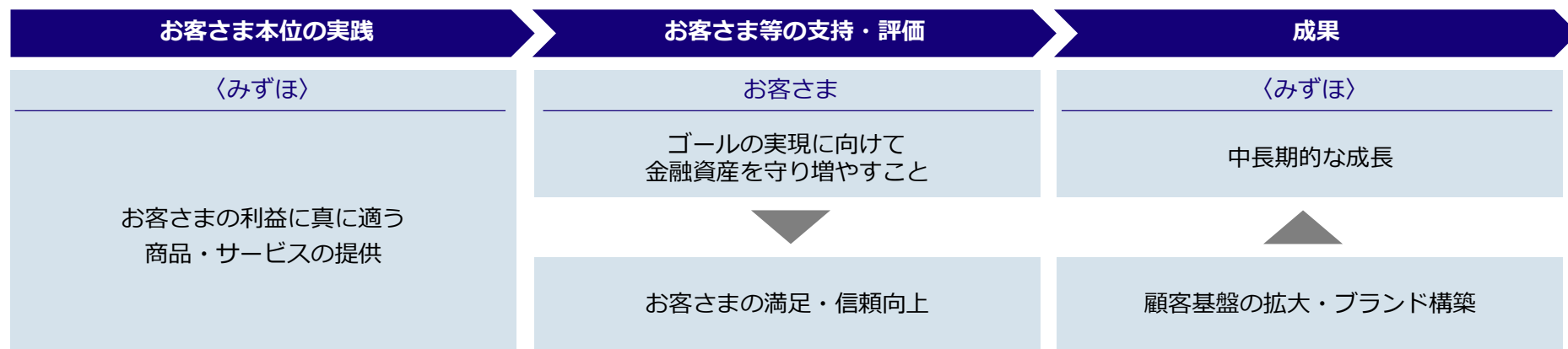
- 「お客さまの最善の利益」を追求し、お客さまの利益に真に適う商品・サービスを提供するため、資産運用関連業務においてグループ管理方針および機能ごとの対応方針を策定・公表し、お客さまの立場に立った施策を実践しています。

### 「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」

<https://www.mizuho-fg.co.jp/company/policy/fiduciary/index.html>

### めざす姿 ～お客さまの最善の利益の追求～

- お客さまの利益に真に適う商品・サービスの提供を通じ、お客さまのゴールの実現に向けて金融資産を守り増やすことがお客さまの最善の利益につながると考え、取り組んでいます。
- 同時に、お客さまの満足・信頼に基づくお取引基盤の拡大やブランドの構築を通じ、〈みずほ〉の中長期的な成長を更なるお客さまサービスの向上に繋げていくことをめざします。

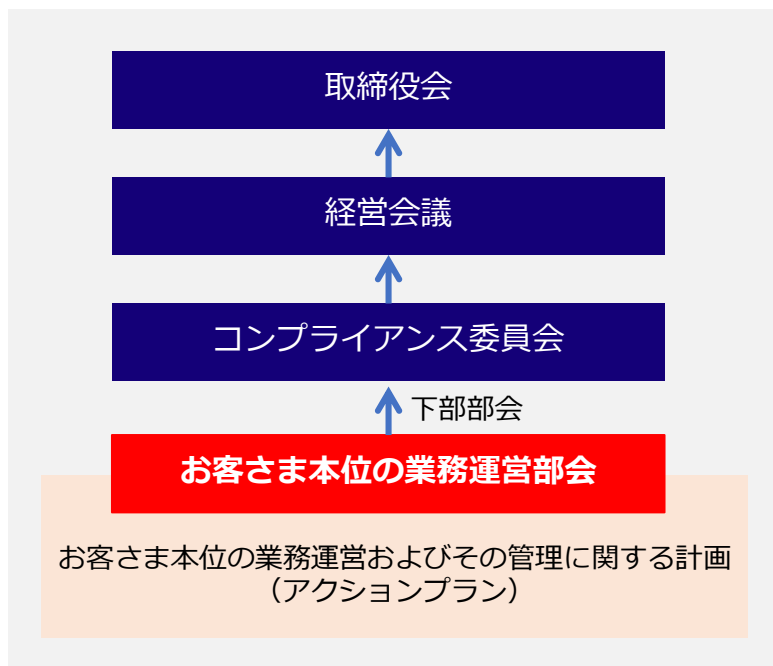


### 3. お客さま本位の業務運営管理態勢

#### ▶▶ お客さま本位の業務運営管理とアクションプラン

- 「コンプライアンス委員会」（経営政策委員会）の傘下に「お客さま本位の業務運営部会」を設置し、お客さま本位の実践に向けて経営レベルで議論しています。
- また、持株会社およびグループ各社では、取組方針に基づき、それぞれの機能に応じたアクションプランと取組状況を年度ごとに策定・公表しています。

【お客さま本位の業務運営管理態勢】



【アクションプランを策定・公表している主なグループ会社と機能】

| 販売           | 運用・商品開発                 | 資産管理 |
|--------------|-------------------------|------|
| みずほ銀行 (BK)   |                         |      |
| みずほ信託銀行 (TB) |                         |      |
| みずほ証券 (SC)   |                         |      |
|              | アセットマネジメント One (AM-One) |      |

( ) はグループ会社の略称



## 4. 定量指標（KPI）

### 定量指標（KPI）<sup>\*2</sup>

- 定量指標（KPI）を定期的にモニタリングし、必要な改善を行っていきます。

| お客さま本位の実践                                                                                                                                                                                                       | お客さま等の支持・評価                                                                                                | 成果                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●資格保有者数</li> <li>●レーティング☆4以上のファンド数</li> <li>●エンゲージメント活動先のTOPIX構成比率</li> <li>●公募投信残高別ファンド数</li> <li>●公募投信1ファンド当たり平均残高</li> <li>●ウェブサイト閲覧数</li> <li>●金融経済教育受講者数</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●お客さま満足度調査</li> <li>●ファンドアワード受賞ファンド数</li> <li>●投信会社満足度調査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●投資運用商品の預り資産残高</li> <li>●投資運用商品保有者数</li> <li>●投資信託の運用損益別お客さま比率</li> <li>●外貨建保険の運用評価別お客さま比率</li> <li>●投資信託の平均保有期間</li> <li>●AM-One資産残高</li> <li>●資産形成向け商品残高</li> <li>●私的年金受託残高</li> <li>●公募投信の受託残高</li> </ul> |

<sup>\*2</sup> 上記の定量指標（KPI）に加え、以下の「共通KPI」を公表しています。

共通  
KPI

- ① 投資信託・ファンドラップの運用損益別お客さま比率  
③ 投資信託の預り資産残高上位銘柄のリスク・リターン

- ② 投資信託の預り資産残高上位銘柄のコスト・リターン

- ④ 外貨建保険の運用評価別お客さま比率

- ⑤ 外貨建保険の銘柄別コスト・リターン

「共通KPI」は、金融庁から公表された「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIについて」（2018年6月）、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPIについて」（2022年1月）に基づく指標です。

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**

